

# 甲 府 市 公 報

第 1364 号

発行所 甲 府 市 役 所  
 発行人 甲 府 市  
 (毎月 5 日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)  
 印刷所 サンニチ印刷  
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

## 目 次

<p><b>【規 則】</b></p> <p>甲府市財務規則の一部を改正する規則…………… 387</p> <p>甲府市青少年育成センター規則の一部を改正する規則… 387</p> <p><b>【告 示】</b></p> <p>公印登録告示（2件）…………… 388</p> <p>保育料収納事務の委託告示…………… 389</p> <p>市立甲府病院診療費用等に係る一部未収金の収納事務 を委託した旨の告示…………… 389</p> <p>差押調書（謄本）公示送達…………… 389</p> <p>固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の 告示…………… 389</p> <p>一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示…………… 390</p> <p>介護保険被保険者証無効告示…………… 390</p> <p>自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示…… 390</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 390</p> <p>配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達…………… 390</p> <p>入札告示（5件）…………… 391</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告（4件）…………… 397</p>	<p>道路区域の変更告示…………… 398</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告（2件）…………… 398</p> <p>地縁による団体の告示された事項に係る変更告示 （2件）…………… 398</p> <p>国民健康保険料納入通知書公示送達…………… 399</p> <p>予防接種実施公告…………… 399</p> <p>農用地利用集積計画を定めた旨の公告…………… 400</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 400</p> <p>差押調書（謄本）公示送達…………… 401</p> <p>地縁による団体の告示された事項に係る変更告示 （2件）…………… 401</p> <p>道路の供用開始告示…………… 401</p> <p>都市計画事業認可図書縦覧告示…………… 401</p> <p>介護保険被保険者証無効告示…………… 402</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 402</p> <p>地縁による団体の告示された事項に係る変更告示…………… 402</p> <p>農業振興地域整備計画の変更公告…………… 403</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告（3件）…………… 403</p> <p>国民健康保険被保険者証無効告示…………… 404</p> <p>地縁による団体の告示された事項に係る変更告示</p>	<p>（2件）…………… 404</p> <p>都市計画図書縦覧告示…………… 405</p> <p>入札告示…………… 405</p> <p>甲府市レンタサイクル利用料の徴収事務の委託告示…… 406</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告（2件）…………… 406</p> <p>差押調書（謄本）公示送達…………… 406</p> <p>甲府市職員採用試験実施公告…………… 407</p> <p>配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達…………… 407</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 407</p> <p>差押調書（謄本）公示送達…………… 407</p> <p>地縁による団体の告示された事項に係る変更告示 （3件）…………… 407</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告…………… 408</p> <p>入札告示…………… 408</p> <p style="text-align: center;"><b>【教育委員会】</b></p> <p>甲府市遊亀会館条例施行規則を廃止する規則…………… 410</p> <p>プロポーザル方式に係る手続き開始の公告…………… 410</p> <p style="text-align: center;"><b>【選挙管理委員会】</b></p>
---	--	---

甲府市農業委員会委員選挙人名簿登録者総数の2分の1の数の告示……………	411	程……………	420
<b>[監 査 委 員]</b>		<b>[任 免 辞 令]</b>	
甲府市監査委員事務局事務分掌規程の一部を改正する規程……………	412	市長事務部局……………	421
<b>[農 業 委 員 会]</b>			
甲府市農業委員会4月定例総会招集公告……………	412		
<b>[上 下 水 道 局]</b>			
甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程……………	413		
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告……………	415		
公金収納業務の委託告示……………	415		
停水解除業務の委託告示……………	415		
滞納整理及び給水停止等業務の委託告示……………	415		
下水道工事指定店の指定告示……………	416		
水道料金・下水道使用料検針調定及び開閉栓業務の委託告示……………	416		
入札告示……………	416		
<b>[甲府市災害対策本部]</b>			
甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程……………	417		
<b>[甲府市地震災害警戒本部]</b>			
甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規			

## 規則

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 甲府市規則第22号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第94条第2項第5号中「、社会教育センター使用料及び遊亀会館使用料」を「及び社会教育センター使用料」に改める。

第59号様式（その6）中「・遊亀会館」を削る。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

甲府市青少年育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

### 甲府市規則第23号

甲府市青少年育成センター規則の一部を改正する規則

甲府市青少年育成センター規則（昭和47年12月規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「甲府市幸町15番6号」を「甲府市丸の内一丁目18番1号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年5月7日から施行する。
- 2 甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表中「甲府市幸町15番6号」を「甲府市丸の内一丁目18番1号」に改める。

# 告示

甲府市告示第137号

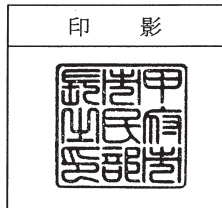
次の公印を新調し登録したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

平成25年4月1日

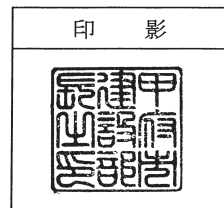
甲府市長 宮島雅展

## 1 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 部長等印
- (3) ひな形 13
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもってする文書
- (8) 個数 2個



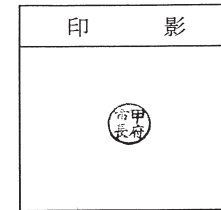
(市民部)



(建設部)

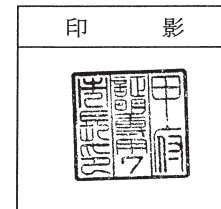
## 2 新調した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 市長印
- (3) ひな形 27の3
- (4) 書体 楷書
- (5) 寸法 径8mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 養育医療券の変更確認に使用する印
- (8) 個数 1個



## 3 新調した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 証明専用市長印(番号入)
- (3) ひな形 28
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方21mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 証明関係文書
- (8) 個数 1個



4 公印の登録日 平成25年4月1日

甲府市告示第138号

次の公印を改刻し登録したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

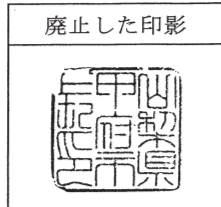
平成25年4月1日

甲府市長 宮島雅展

## 1 改刻した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 市長印
- (3) ひな形 7
- (4) 書体 てん書

- (5) 寸法 方 24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 市長名をもってする文書
- (8) 個数 1個



2 公印の登録日 平成25年4月1日

甲府市告示第139号

児童福祉法第56条第4項及び甲府市保育料徴収規則第3条第2項の規定に基づき、甲府市保育料の収納事務を次のとおり委託したので、児童福祉法施行令第44条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 委託する相手方  
別紙の甲府市保育料収納事務受託者一覧表のとおり
- 2 委託する期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 委託する事務  
甲府市保育料の収納事務

(別紙省略)

甲府市告示第140号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、市立甲府病院の診療費用等に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 委託する相手方  
名 称 弁護士法人 舘野法律事務所  
所 在 地 東京都渋谷区渋谷2-16-8 南雲ビル4階  
代表者氏名 弁護士 舘野 完
- 2 委託開始日  
平成25年4月1日
- 3 委託する事務の範囲  
原則として未収発生から1年以上経過した医業未収金の管理回収事務

甲府市告示第141号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 差押調書(謄本) 税発第3664号
- 2 送達を受けるべき者 依田 幸子
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第142号

地方税法(昭和25年法律第226号)第410条第1項の規定によって決定した平成25年度の固定資産の価格等について、同法第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録した。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第143号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規程に基づき、一般廃棄物の処理実施計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第22号）第6条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

平成25年4月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第144号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成25年4月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第145号

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
  - 甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
  - 甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
  - 甲府市酒折駅南口自転車駐車場
  - 甲府市酒折駅北口自転車駐車場

- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成25年3月13日（水）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活センター  
交通安全係 TEL055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場  
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場  
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

(別紙省略)

甲府市告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市右左口町字七覚下4051番、4052番3、4052番5、4052番6  
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市右左口町4051番地  
小 林 大 三

甲府市告示第147号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。



平成25年4月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                  |          |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名       | 配当計算書（謄本）        | 税発第3700号 |
|             | 充当通知書            | 税発第3701号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次            |          |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

甲府市告示第148号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。  
 なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 1号		
工事名	相川小学校他空調設備設置工事		
工事場所	甲府市古府中町1, 501番地他		
工事概要	1 工事内容	相川小学校（普通教室他 1, 554㎡） 羽黒小学校（普通教室他 2, 122㎡） 空調設備（GHP）設置工事 一式	
	2 工期	平成25年10月15日まで	
	3 予定価格（税込み）	98,604,450円	
	4 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資格	1 本店所在地	甲府市内	
	2 競争入札参加資格	電気又は管 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員 電気A又は管A 構成員 代表構成員と異なる工種の電気AかB又は管AかB	
	3 同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事又は機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が	

総合評価に関する事項	4 配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1 総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2 加算点の満点	10
日程	3 評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
	1 入札説明書等配付開始日	平成25年4月3日
	2 入札説明書等配付締切日	平成25年4月10日
	3 申請書受付開始日	平成25年4月3日
	4 申請書受付締切日	平成25年4月10日
	5 入札参加資格確認結果通知日	平成25年4月15日
	6 設計図書配付開始日	平成25年4月3日
	7 設計図書配付締切日	平成25年4月16日
	8 設計図書に関する質問開始日	平成25年4月3日
	9 設計図書に関する質問締切日	平成25年4月16日
	10 入札日時	平成25年4月19日 午前9時
	11 価格以外の評価点公表日	平成25年4月23日
	12 開札日時	平成25年4月30日 午前9時
13 落札者決定日	平成25年4月30日	
提出書類	1 参加申請時	入札説明書に記載
	2 入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1 質問	平成25年4月17日 午後5時まで
	2 回答	平成25年4月18日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年4月25日まで
	2	回答	平成25年4月26日
価格以外の評価を修正した場合	公表		平成25年4月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第149号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 2号
工事名	国母小学校他空調設備設置工事

工事場所	甲府市国母四丁目1番10号他		
工事概要	1	工事内容	国母小学校（普通教室他 1, 796 m <sup>2</sup> ） 大国小学校（普通教室他 3, 095 m <sup>2</sup> ） 空調設備（GHP）設置工事 一式
	2	工期	平成25年10月15日まで
	3	予定価格（税込み）	120,076,950円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気又は管 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員 電気A又は管A 構成員 代表構成員と異なる工種の電気AかB又は管AかB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事又は機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が2,500万円以上の実績に限る。共同企業体の代表構成員が元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年4月3日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年4月10日
	3	申請書受付開始日	平成25年4月3日
	4	申請書受付締切日	平成25年4月10日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年4月15日
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月3日
	7	設計図書配付締切日	平成25年4月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年4月3日



	9	設計図書に関する質問 締切日	平成25年4月16日
	10	入札日時	平成25年4月19日 午前9時5分
	11	価格以外の評価点公表 日	平成25年4月23日
	12	開札日時	平成25年4月30日 午前9時5分
	13	落札者決定日	平成25年4月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	平成25年4月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年4月18日
価格以外の 評価に関す る照会	1	質問	平成25年4月25日まで
	2	回答	平成25年4月26日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	平成25年4月26日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選 択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号	

電話055-237-5124

甲府市告示第150号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の  
1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定す  
る総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管)3号		
工事名	貢川小学校他空調設備設置工事		
工事場所	甲府市貢川本町8番1号他		
工事概要	1	工事内容	貢川小学校（普通教室他 1,624㎡） 池田小学校（普通教室他 1,883㎡） 空調設備（GHP）設置工事 一式
	2	工期	平成25年10月15日まで
	3	予定価格（税込み）	90,969,900円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気又は管 次の2者を構成員とする自主結成による 特定建設工事共同企業体 代表構成員 電気A又は管A 構成員 代表構成員と異なる工種の 電気AかB又は管AかB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事又は機械設 備工事。ただし、1件の工事請負額が 2,500万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として 平成12年4月1日以降に完成、引き 渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。

総合評価に関する事項	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2	加算点の満点	10
日程	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
	1	入札説明書等配付開始日	平成25年4月3日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年4月10日
	3	申請書受付開始日	平成25年4月3日
	4	申請書受付締切日	平成25年4月10日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年4月15日
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月3日
	7	設計図書配付締切日	平成25年4月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年4月3日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年4月16日
	10	入札日時	平成25年4月19日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年4月23日
	12	開札日時	平成25年4月30日 午前9時10分
13	落札者決定日	平成25年4月30日	
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年4月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年4月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年4月25日まで
	2	回答	平成25年4月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成25年4月26日
入札の無効			入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札

	入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第151号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。  
なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 4号		
工事名	玉諸小学校他空調設備設置工事		
工事場所	甲府市上阿原町491番地他		
工事概要	1	工事内容	玉諸小学校（普通教室他 2, 132㎡） 東小学校（普通教室他 1, 698㎡） 空調設備（GHP）設置工事 一式
	2	工期	平成25年10月15日まで
	3	予定価格（税込み）	97,201,650円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の	適用

		実施義務	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気又は管 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員 電気A又は管A 構成員 代表構成員と異なる工種の電気AかB又は管AかB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事又は機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が2,500万円以上の実績に限る。共同企業体の代表構成員が元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年4月3日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年4月10日
	3	申請書受付開始日	平成25年4月3日
	4	申請書受付締切日	平成25年4月10日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年4月15日
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月3日
	7	設計図書配付締切日	平成25年4月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年4月3日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年4月16日
	10	入札日時	平成25年4月19日 午前9時15分
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年4月23日
	12	開札日時	平成25年4月30日

			午前9時15分
提出書類	13	落札者決定日	平成25年4月30日
	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年4月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年4月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年4月25日まで
	2	回答	平成25年4月26日
価格以外の評価を修正した場合	公表		平成25年4月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第152号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成25年4月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 5号	
工事名	山城小学校他空調設備設置工事	
工事場所	甲府市上今井町474番地他	
工事概要	1	工事内容 山城小学校（普通教室他 2, 678㎡） 大里小学校（普通教室他 2, 366㎡） 空調設備（GHP）設置工事 一式
	2	工期 平成25年10月15日まで
	3	予定価格（税込み） 128, 210, 250円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務 適用
入札参加資格	1	本店所在地 甲府市内
	2	競争入札参加資格 電気又は管 次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 代表構成員 電気A又は管A 構成員 代表構成員と異なる工種の電気AかB又は管AかB
	3	同種工事施工実績 公共施設等の電気設備工事又は機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が2,500万円以上の実績に限る。共同企業体の代表構成員が元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類 簡易型（I）
	2	加算点の満点 10
	3	評価の基準 総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成25年4月3日

	2	入札説明書等配付締切日	平成25年4月10日
	3	申請書受付開始日	平成25年4月3日
	4	申請書受付締切日	平成25年4月10日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年4月15日
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月3日
	7	設計図書配付締切日	平成25年4月16日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年4月3日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年4月16日
	10	入札日時	平成25年4月19日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成25年4月23日
	12	開札日時	平成25年4月30日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成25年4月30日
	提出書類	1	参加申請時
2		入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工程表 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年4月17日 午後5時まで
	2	回答	平成25年4月18日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成25年4月25日まで
	2	回答	平成25年4月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成25年4月26日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に	



	よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月4日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字西河原2146番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市春日居町小松26番地  
ルピナス生原201  
関野 真士

甲府市告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月4日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

- 甲府市向町字舞台908番3、908番4  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市向町909番地8  
清水 季世子  
甲府市向町909番地8  
清水 拓生

甲府市告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月4日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市向町字舞台908番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町松本331番地4  
出口 順啓

甲府市告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市国玉町字五本杉425番1、425番12から425番18まで  
以上8筆
- 2 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり



(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡昭和町河東中島750番地6  
有限会社ヒューマンコーポレーション  
取締役 五味 佐和子

(別添図省略)

甲府市告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2008
- 3 路線名 浜下曽根線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市下曽根町字大正289番3地先から	3.8~	48.0
	甲府市下曽根町字堰向1482番2地先まで	6.7	
新	甲府市下曽根町字大正289番3地先から	3.8~	52.5
	甲府市下曽根町字堰向1482番2地先まで	6.7	

甲府市告示第158号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下鍛冶屋町字整理地506番1から506番11まで

以上11筆及び水

- 2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	道路、ゴミ置場、消防施設
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市伊勢四丁目22番1号  
西甲府住宅株式会社  
代表取締役 戸 田 克 己

(別添図省略)

甲府市告示第159号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下鍛冶屋町字整理地480番1から480番5まで  
以上5筆及び水
- 2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市伊勢四丁目22番1号  
西甲府住宅株式会社  
代表取締役 戸 田 克 己

(別添図省略)

甲府市告示第160号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 増坪町自治会  
2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
代表者氏名	藤 卷 和 人	内 藤 光 男
代表者住所	甲府市上町2524番地	甲府市増坪町552番地3

- 3 変更年月日 平成25年4月1日

甲府市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 塩部第三自治会  
2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
代表者氏名	内 藤 英 子	鈴 木 浩 人
代表者住所	甲府市塩部三丁目15番6号	甲府市大和町3番13号

- 3 変更年月日 平成25年4月1日

甲府市告示第162号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵

送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年4月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書  
2 発送日 平成25年3月1日  
3 項目 平成24年度国民健康保険料9期分  
4 納期限 平成25年4月1日  
(納期限を平成25年5月1日に再指定)  
5 納付場所 甲府市指定金融機関  
甲府市収納代理金融機関  
ゆうちょ銀行・郵便局  
甲府市税務部収納管理室収納課  
甲府市市民部市民総室国民健康保険課  
窓口センター  
6 納付義務者 別紙のとおり（1件）

(別紙省略)

甲府市告示第163号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成25年4月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 実施内容（平成25年4月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib（ヒブ）	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	指定医療機関（別掲）
	追加		
肺炎球菌	初回	生後2月から生後60月に	

(小児がかかるもの)	追加	至るまでの間にある者
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者
	第1期追加	
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者
	第1期追加	
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者
	第1期追加	
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者	
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者
	第1期追加	
	第2期	9歳以上13歳未満の者
	特例 <sup>※1</sup>	平成7年4月2日から平成19年 4月1日の間に生まれた者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳 となる日の属する年度の末日までの間にある 女子	

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

- 2 予防接種を受けることが適当でない人
- (1) 明らかに発熱のある人
  - (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
  - (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことのある人
  - (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第164号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。  
なお、次のとおり閲覧に供する。

平成25年4月8日

甲府市長 宮島雅展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市増坪町791-1  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月9日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市国母二丁目21番3、21番5、21番6、21番8、29番7から29番10まで、29番12から29番14まで、544番2、544番3以上13筆及び道・水

- 2 公共施設の種類の、位置

公共施設の種類の	水路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
札幌市東区北24条東20丁目1番21号  
株式会社ツルハ  
代表取締役社長 鶴羽 樹

(別添図省略)

甲府市告示第166号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年4月10日

甲府市長 宮島雅展

- |             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本）         | 税発第19号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 巖 虎              |        |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |        |

甲府市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月11日

甲府市長 宮島雅展

- 名称 西田町自治会
- 変更事項  
代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者氏名	塩谷元由	入戸野昭芳
代表者住所	甲府市西田町2番35号	甲府市西田町5番39号

- 変更年月日 平成25年4月7日

甲府市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月11日

甲府市長 宮島雅展

- 名称 元紺屋町自治会
- 変更事項  
代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者氏名	深澤真一郎	河西吉也
代表者住所	甲府市元紺屋町33番地36	甲府市元紺屋町90番地

- 変更年月日 平成25年4月5日

甲府市告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成25年4月25日まで一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

甲府市長 宮島雅展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	増坪1号線	甲府市増坪町581番4地先から 甲府市増坪町462番1地先まで	707.3	平成25年 4月12日

甲府市告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画



事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり  
公衆の縦覧に供する。

平成25年4月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 施行者の名称  
山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画道路事業 3・4・1号 甲府駅前線  
3・4・18号 甲府駅南通り線
- 3 事業計画  
イ 事業地  
(1) 収用の部分  
山梨県甲府市丸の内1丁目及び丸の内2丁目地内  
(2) 使用の部分  
なし  
ロ 設計の概要  
(1) 甲府都市計画道路事業 3・4・1号 甲府駅前線  
起 点 山梨県甲府市丸の内1丁目12番6  
終 点 山梨県甲府市丸の内2丁目17番1  
延 長 93m  
幅 員 36m  
車線の数 4車線  
駅前広場 12, 200㎡  
その他別添の設計の概要を表示する図書のとおり。  
(2) 甲府都市計画道路事業 3・4・18号 甲府駅南通り線  
起 点 山梨県甲府市丸の内1丁目30番5  
終 点 山梨県甲府市丸の内1丁目12番3  
延 長 98m  
幅 員 20m  
車線の数 2車線  
その他別添の設計の概要を表示する図書のとおり。  
ハ 事業施行期間  
自 平成25年 4月 1日  
至 平成30年 3月 31日
- 4 縦覧場所 甲府市建設部まち開発室都市計画課

甲府市告示第171号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例  
施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり  
(別紙省略)

甲府市告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の  
開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市小瀬町字蛭沢1573番1から1573番10まで、1573番13、  
下鍛冶屋町字整理地515番1、515番5から515番7まで  
以上15筆
- 2 公共施設の種類、位置  

公共施設の種類	道路、ゴミ置場
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え  
置いて縦覧に供する。)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市相生一丁目16番16号  
有限会社セントラルホームズ  
代表取締役 雨 宮 孝

(別添図省略)

甲府市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、  
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定  
により、次のとおり告示する。



平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 古上条自治会
- 2 変更事項

代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	林 洋 希	池 田 光 男
代表者 住 所	甲府市古上条町230番地3	甲府市古上条町264番地4

- 3 変更年月日 平成25年4月14日

甲府市告示第174号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 縦覧場所  
甲府市増坪町791-1  
甲府市産業部農林振興室農政課（農業センター内）

甲府市告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市大里町字大北耕地1032番1、1032番3、1032番4、  
1032番5  
以上4筆
- 2 公共施設の種類、位置  

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

  
(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブーン・イレブン・ジャパン  
代表取締役 井阪 隆一

(別添図省略)

甲府市告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市小瀬町字整理地1356番1から1356番5まで、1357番1  
から1357番4まで  
以上9筆及び水
- 2 公共施設の種類の種類、位置  

公共施設の種類の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

  
(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。)
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市伊勢四丁目22番1号  
西甲府住宅株式会社  
代表取締役 戸 田 克 己

(別添図省略)

甲府市告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市国玉町字梅ノ木760番6、764番2、770番1、770番3から770番8まで、  
字鎌作725番1  
以上10筆及び道・水
- 2 公共施設の種類、位置  

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡昭和町清水新居1573番地  
株式会社 はやぶさ地所  
代表取締役 野中功夫

（別添図省略）

甲府市告示第178号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり  
（別紙省略）

甲府市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、

地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮島雅展

- 1 名称 高室町自治会
- 2 変更事項  
代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者氏名	中澤真	河西宏海
代表者住所	甲府市高室町750番地	甲府市高室町21番地1

- 3 変更年月日 平成25年4月1日

甲府市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮島雅展

- 1 名称 高畑一丁目飯豊自治会
- 2 変更事項  
代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変更後	変更前
代表者氏名	土屋勇三	佐野哲夫
代表者住所	甲府市高畑一丁目9番13号	甲府市高畑一丁目6番12号

- 3 変更年月日 平成25年4月5日

甲府市告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月17日

甲府市長 宮島雅展

1 都市計画の種類

- ①甲府都市計画道路の変更  
（3・4・32号 新環状・緑が丘アクセス線）
- ②甲府都市計画公園の変更  
（6・5・2号 緑が丘スポーツ公園）

2 縦覧場所

甲府市建設部まち開発室都市計画課

甲府市告示第182号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年4月18日

甲府市長 宮島雅展

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 業務委託 第134号
- (2) 業務名称 平成25年度二次予防事業対象者把握業務委託
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 平成24年度までに二次予防事業対象者把握業務を元請契約し、完了した実

績を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
  - (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
  - (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
  - (7) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成25年4月18日（木）～平成25年4月25日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
  - (2) 配付場所 甲府市福祉部福祉総室総務課  
甲府市相生二丁目17番1号 相生仮本庁舎3号館2階  
電話055-237-5457
  - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
  - (4) 申請書等の受付期間及び場所
    - ア 期間 平成25年4月18日（木）～平成25年4月25日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
    - イ 場所 甲府市福祉部福祉総室総務課  
甲府市相生二丁目17番1号相生仮本庁舎3号館2階  
電話055-237-5457

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年5月16日（木） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所 入札室  
甲府市丸の内1丁目18番1号 本庁舎6階  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第183号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市レンタサイクルの利用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年4月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 委託する相手方

所 在 甲府市丸の内二丁目32番2号

名 称 甲府ホテル旅館協同組合

代表理事 伴野 公亮

2 委託する期間

平成25年4月22日から平成26年3月31日まで

3 委託する事務

甲府市レンタサイクルの利用料の徴収事務

甲府市告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市西高橋町字整理地54番2、55番2、56番2

以上3筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市善光寺二丁目8番1号

萩原 直彦

甲府市告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字前田2029番4、2030番5

以上2筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市七沢町403番地5

遠 藤 光

甲府市告示第186号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年4月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本）         | 税発第27号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 刈屋 里奈            |        |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |        |

甲府市告示第187号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成25年4月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

（別紙省略）

甲府市告示第188号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年4月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                  |         |
|-------------|------------------|---------|
| 1 書類名       | 配当計算書（謄本）        | 税発第194号 |
|             | 充当通知書            | 税発第193号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 依田 幸子            |         |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |         |

甲府市告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の

開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市大里町字大北耕地1256番1、1256番2、1257番1、1257番2  
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市大里町1040番地の1  
株式会社ブルーアース  
代表取締役 高 井 道 治

甲府市告示第190号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年4月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

- |             |                  |          |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類        | 差押調書（謄本）         | 税発第3660号 |
| 2 発送日       | 平成25年3月25日       |          |
| 3 送達を受けるべき者 | 高野 大             |          |
| 4 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

甲府市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月23日



甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 東一条南部自治会
- 2 変更事項

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	功 刀 公 雄	今 村 勇
代表者 住 所	甲府市湯田二丁目14番16号	甲府市湯田二丁目4番5号

- 3 変更年月日 平成24年4月21日

甲府市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 三葉自治会
- 2 変更事項  
代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	麻 生 清 美	一 瀬 秀 文
代表者 住 所	甲府市湯村一丁目4番26号	甲府市富士見一丁目18番4号

- 3 変更年月日 平成25年3月17日

甲府市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 飯田鶴巻台東自治会
- 2 変更事項

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	小 池 国 男	鶴 田 晴 通
代表者 住 所	甲府市飯田三丁目6番39号	甲府市飯田五丁目2番10号

- 3 変更年月日 平成25年4月6日

甲府市告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市増坪町字沼650番1、650番3、650番8から650番10まで以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市国母五丁目6番15号  
株式会社ハウス・ネット  
代表取締役 三津橋 智人

甲府市告示第195号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年4月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| (1) 入札番号       | 第207号           |
| (2) 物件名        | グラウンド整備用タイヤローラー |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による        |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による        |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による        |
| (6) 予定価格       | 公表しない           |
| (7) 最低制限価格     | 設けない            |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 山梨県内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年4月30日（火）～平成25年5月13日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）  
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）  
5月7日（火）以降は、甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（物品））から情

報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成25年4月30日（火）～平成25年5月13日（月）  
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）

5月7日（火）以降は、甲府市丸の内一丁目18番1号

電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年5月23日（木） 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

## 教育委員会

甲府市遊亀会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成25年4月19日

甲府市教育委員会  
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市遊亀会館条例施行規則を廃止する規則

甲府市遊亀会館条例施行規則（昭和40年7月教委規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

甲府市教育委員会告示第19号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成25年4月12日

甲府市教育委員会  
委員長 齋藤 章

- 1 業務名  
甲府市小中学校ネットワークにおけるサービス提供及び運用保守業務
- 2 業務概要  
(1) 小中学校ネットワークにおけるサービス提供及び運用保守業務  
(2) 現行小中学校ネットワーク利用サービスからのデータ移行  
(3) 小中学校ネットワークにおけるヘルプデスク業務
- 3 履行期間  
契約締結日から平成30年8月31日まで
- 4 参加資格  
本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。  
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。  
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。  
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。  
(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。  
(5) 甲府市入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。  
(6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。  
(7) 租税を完納していること。  
(8) 本業務の実施に十分な実績及び能力を有していること。
- 5 手続等  
(1) 企画提案実施要領等の配付  
企画提案実施要領、仕様書、選考基準等は甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。  
(ホームページ：<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/>)  
(2) 参加表明書及び企画提案書の提出方法  
参加表明書及び企画提案書の提出方法、提出期限及び提出場所については、企画提案実施要領を参照すること。

6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 甲府市教育委員会 教育部 教育総室 学事課

山梨県甲府市太田町10番1号

(※5月7日(火)以降、事務局は丸の内1丁目18-1 新庁舎9階へ移転します。

なお、TEL・FAX番号は変わりません。)

電子メール [kyogaku@city.kofu.lg.jp](mailto:kyogaku@city.kofu.lg.jp) 学事課 宛て

FAX 055-235-5648

TEL 055-223-7322

## 選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第5号

平成25年3月31日確定の甲府市農業委員会委員選挙人名簿について、農業委員会等に関する法律第14条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の1/2の数は、次のとおりである。

平成25年4月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

・1/2の数 2,320人

## 監査委員

甲府市監査委員規程第1号  
甲府市監査委員事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成25年4月26日

甲府市監査委員  
渡辺卓信  
中村保長  
大塚義久

甲府市監査委員事務局事務分掌規程の一部を改正する規程  
甲府市監査委員事務局事務分掌規程（平成8年3月監査委員規程第1号）の一部  
を次のように改正する。

別表第2の2組織、人事及び研修に関する事項の表第7号中「管外」を削り、同  
表中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 農業委員会

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会4月  
定例総会を、平成25年4月30日午後2時00分、甲府市南公民館において開催  
し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条  
の規定により公告する。

平成25年4月26日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成25年5月告示分農用地利用集積計画について



## 上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（平成18年3月管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 初任給基準表企業職給料表初任給基準表中「1級15号給」を「1級13号給」に改める。

別表第4 昇格時号給対応表を次のように改める。

別表第4 昇格時号給対応表（第9条関係）

企業職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1

12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	29
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	30
52	20	36	36	44	42	30	30
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	31	31
56	24	40	40	48	44	31	31
57	25	41	41	49	45	31	31

58	25	41	42	50	45	32	31
59	26	42	43	51	46	32	32
60	26	42	44	52	46	32	32
61	27	43	45	53	47	32	33
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	33	
64	28	44	46	56	48	33	
65	29	45	46	57	49	33	
66	29	45	46	58	49	34	
67	30	46	47	59	50	34	
68	30	46	47	60	50	34	
69	31	47	47	61	50	34	
70	31	47	48	62	50	35	
71	32	48	48	63	51	35	
72	32	48	48	64	51	35	
73	33	49	49	65	51	35	
74	33	49	49	66	51	36	
75	33	49	49	67	52	36	
76	34	49	50	68	52	36	
77	34	50	50	68	52	37	
78	34	50	50	69	52		
79	35	50	51	69	53		
80	35	50	51	70	53		
81	35	51	51	70	53		
82	36	51	52	71	53		
83	36	51	52	71	54		
84	36	51	52	72	54		
85	37	52	53	72	55		
86	37	52	53	73			
87	38	52	53	73			
88	38	52	53	74			
89	39	53	54	74			
90	39	53	54	75			
91	40	53	54	75			
92	40	53	54	76			
93	41	53	55	77			
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				

104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

附 則  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第17号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

負担区の名称	平成25年度賦課対象区域
市街化調整区域負担区	和戸町の一部（別添図のとおり） 川田町の一部（別添図のとおり） 中畑町の一部（別添図のとおり）

（別添図省略）

甲府市上下水道局告示第18号

甲府市上下水道局水道料金等公金収納業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

- 1 委託する相手方  
甲府市国母三丁目11番23号  
サンエーハイムⅡ206号  
有限会社 ターレット  
代表取締役 松野 繁
- 2 委託期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 委託概要  
(1) 収納に関する業務  
(2) 給水停止執行補助に関する業務

甲府市上下水道局告示第19号

甲府市上下水道局停水解除業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

- 1 委託する相手方  
甲府市国母三丁目11番23号  
サンエーハイムⅡ206号  
有限会社 ターレット  
代表取締役 松野 繁
- 2 委託期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 委託概要  
停水解除及び附帯業務

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市上下水道局水道料金等滞納整理及び給水停止等業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

- 1 委託する相手方  
甲府市国母三丁目11番23号  
サンエーハイムⅡ206号  
有限会社 ターレット  
代表取締役 松野 繁
- 2 委託期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 委託概要  
(1) 滞納整理業務  
(2) 給水停止業務  
(3) その他の業務

甲府市上下水道局告示第21号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、別紙名簿のとおり告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

甲府市上下水道局告示第22号

甲府市上下水道局水道料金・下水道使用料検針調定及び開閉栓業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4の規定により告示する。

平成25年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

- 1 委託する相手方  
愛知県名古屋市千種区内山二丁目6番22号  
株式会社フューチャーイン  
代表取締役社長 石井 吉美
- 2 委託期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 委託概要  
(1) 水道メーター検針及び調定業務  
(2) 開閉栓業務  
(3) 宅地内簡易漏水調査業務等

甲府市上下水道局告示第23号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年4月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130001号		
工事名	下水道管布設工事 (H25C-3)		
工事場所	甲府市酒折一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	リブ付硬質塩ビ管布設工 (φ200) L=148.5m、人孔設置工 (1号) 5箇所、人孔設置工 (小型) 4箇所、公設柵設置工1箇所、付帯工1式
	2	工期	平成25年10月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,980,500円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年5月2日
	3	申請書受付開始日	平成25年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成25年5月2日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年5月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成25年5月13日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年5月13日
	10	入札及び開札日時	平成25年5月21日



## 甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程第2号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月30日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 宮島雅展

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程  
甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「危機管理対策室長」を「危機管理室長」に、「防災対策班長」を「防災班長」に、「危機管理対策室担当課長班長」を「危機管理室担当課長班長」に改める。

第7条第3項中「危機管理対策監」を「危機管理監」に改める。

別表第1危機管理対策部の項中「危機管理対策部（危機管理対策監）」を「危機管理部（危機管理監）」に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策室の項中「危機管理対策室（危機管理対策室長）」を「危機管理室（危機管理室長）」に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策室、防災対策班の項中「防災対策班（防災対策課長）」を「防災班（防災課長）」に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策室、危機管理班の項第5号中「防災対策班」を「防災班」に改め、同表企画部の項中「リニア交通政策調整監、地域政策調整監」を「リニア交通政策監、地域政策監」に改め、同表企画部、企画財政室、行政改革推進班の項中「行政改革推進班（行政改革推進課長）」を「行政改革班（行政改革課長）」に改め、同表企画部、地域政策室、中心市街地振興班の項中「中心市街地振興班（中心市街地振興課長）」を「まちづくり班（まちづくり課長）」に改め、同表総務部、契約管財室、情報推進班の項中「情報推進班（情報推進課長）」を「情報班（情報課長）」に改め、同表総務部、市長室、広報班の項中「広報班（広報課長）」を「シティプロモーション班（シティプロモーション課長）」に改め、同表総務部、市長室、担当課長班の項中「（シティプロモーション担当課長）」を削り、同表市民生活部の項中「市民生活部（市民生活部長）」を「市民部（市民部長）」に改め、同表市民生活部、市民生活総室の項中「市民生活総室（市民生活総室長）」を「市民総室（市民総室長）」に改め、同表市民生活部、市民協働室、人権・男女共同参画班の項中「人権・男女共同参画班（人権・男女共同参画課長）」を「人権男女参画班（人権男女参画課長）」に改め、同表福祉部、福祉総室、担当課長班の項を削り、同表福祉部、高齢者・障害者支援室の項中「高齢者・障害者支援室（高齢者・障害者支援室長）」を「長寿支援室（長寿支援室長）」に改め、同表産業部の項中「市場改革

		午前9時00分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成25年5月16日 午後5時まで
	2	回答 平成25年5月17日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市相生二丁目17番1号 (但し、5月7日以降は、甲府市丸の内一丁目18番1号) 電話055-237-5124	



調整監」を「市場改革監」に改め、同表産業部、産業振興推進室の項中「産業振興推進室（産業振興推進室長）」を「産業振興室（産業振興室長）」に改め、同表産業部、産業振興推進室、商工振興班の項中「商工振興班（商工振興課長）」を「商工班（商工課長）」に改め、同表産業部、産業振興推進室、産業プロジェクト推進班の項を削り、同表産業部、農林振興室、農業振興班の項中「農業振興班（農業振興課長）」を「農政班（農政課長）」に改め、同表産業部、農林振興室、森林整備班の項中「森林整備班（森林整備課長）」を「林政班（林政課長）」に改め、同表都市建設部の項中「都市建設部（都市建設部長）庁舎建設部長は、部長を補佐する。」を「建設部（建設部長）」に改め、同表都市建設部、都市建設総室の項中「都市建設総室（都市建設総室長）」を「建設総室（建設総室長）」に改め、同表都市建設部、計画指導室の項中「計画指導室（計画指導室長）」を「まち開発室（まち開発室長）」に改め、同表都市建設部、計画指導室、都市整備班の項第3号中「防災対策班」を「防災班」に改め、同表都市建設部、計画指導室、甲府駅周辺土地区画整理班の項中「甲府駅周辺土地区画整理班（甲府駅周辺土地区画整理課長）」を「区画整理班（区画整理課長）」に改め、同表都市建設部、都市基盤整備室の項中「都市基盤整備室（都市基盤整備室長）」を「まち保全室（まち保全室長）」に改め、同表都市建設部、庁舎建設総室の項を削り、同表病院部、病院事務総室、地域医療連携班の項を次のように改める。

地域医療連携班 (地域医療連携室長)	診療班への応援に関する事 こと。
医療安全管理班 (医療安全管理室長)	

別表第1上下水道部、工務総室、管理計画班の項中「管理計画班（管理計画課長）」を「計画班（計画課長）」に改め、同表上下水道部、技術管理室の項を次のように改める。

施設整備室 (施設整備室長)	水道班 (水道課長)	1 飲料水の補給に関する事 こと。 2 送・配水施設の応急復旧 に関する事。 3 各配水区域の配水計画、 配水弁等の調整並びに各設 設の連絡、統計及び報告に 関する事。 4 下水道管きよの復旧工事 に関する事。 5 下水道施設の災害に伴う 応急工事に関する事。 6 工事指定店の動員体制の 配備に関する事。 7 処理施設の被害状況調査、 応急措置及び修繕に関する 事。
	下水道班 (下水道課長)	
	浄化センター班 (浄化センター課 長)	

別表第1上下水道局、みず管理室の項を次のように改める。

みず管理室 (みず管理室長)	みず保全班 (みず保全課長)	1 水源の確保に関する事。 2 取・導・浄水施設の応急 復旧に関する事。 3 水質の検査及び保持に関 する事。 4 簡易水道施設等に関する 事。
	浄水班 (浄水課長)	

別表第1教育部、生涯教育振興室の項を次のように改める。

生涯学習室 (生涯学習室長)	文化班 (文化課長)	文化財の被害状況の調査及び 保全措置に関する事。 部内各班への応援に関する事 こと。
	スポーツ班 (スポーツ課長)	
	生涯学習班 (生涯学習課長)	
	図書館班 (図書館長)	
国民文化祭室 (国民文化祭室 長)	国民文化祭班 (国民文化祭課 長)	部内各班への応援に関する事 こと。

別表第2を次のように改める。

種別	配備基準	配備内容	配備を要する職員等
第一配備	① 次の注意報の1以上が発 表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報	関係所属で、 情報活動をは じめとする応 急対策活動に 着手するもの とする。	① (別紙その1)に規定 する部等の部長、室等 の室長及び部長が指名 する職員
	② 震度4の地震を観測した とき。		② 部長、室長及び当該 部長の指名する職員
	③ その他必要により市長が 配備を指令したとき。		③ 市長が配備を指令し た部等の部長及び当該 部長の指名する職員
第二配備	① 次の警報の1以上が発表 されたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報	事態の推移に 伴い、速やか に災害対策本 部に移行でき るものとする。	① (別紙その2)に規定 する部等の部長、室等 の室長及び部長が指名 する職員 ※上記以外の所属におい ても気象、災害状況によ り必要な場合は、所属長 の判断で配備につくもの とする。
	② 震度5弱・強の地震を観		② 部長、室長及び当該

	測したとき。		部長の指名する職員並びに初動体制職員
	③ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。		③ 部長、室長及び当該部長の指名する職員
	④ その他必要により市長が配備を指令したとき。		④ 市長が配備を指令した部等の部長及び当該部長の指名する職員並びに初動体制職員
第三配備	① 大規模災害が発生したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	全職員
	② 震度6弱以上の地震を観測したとき。		
	③ 災害対策本部を設置したとき。		
	④ 東海地震注意情報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。		
	⑤ その他必要により市長が配備を指令したとき。		

別表第2（別紙その1）を次のように改める。

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災課
市民部	市民総室・中道支所	総務課・振興課・住民課・上九一色出張所
建設部	建設総室・まち開発室・まち保全室	総務課・建築指導課・道路河川課
上下水道部	全室	
産業部	産業総室・農林振興室	総務課・農政課・林政課
消防部		各署

別表第2（別紙その2）企画部の項を次のように改める。

企画部（リニア交通政策監、地域政策監を含む。）	全室	全課
-------------------------	----	----

別表第2（別紙その2）危機管理対策部の項を次のように改める。

危機管理部	危機管理室	全課（危機管理担当課長を含む。）
-------	-------	------------------

別表第2（別紙その2）総務部の項を次のように改める。

総務部	総務総室・人事管理室・契約管財室	総務課・人事課・契約課・管財課・情報課
-----	------------------	---------------------

	市長室	全課
--	-----	----

別表第2（別紙その2）市民生活部の項を次のように改める。

市民部	全室・中道支所	総務課・市民対話課・振興課・住民課・上九一色出張所
-----	---------	---------------------------

別表第2（別紙その2）産業部の項を次のように改める。

産業部（市場改革監を含む。）	全室	総務課・農政課・林政課・農業委員会事務局
----------------	----	----------------------

別表第2（別紙その2）都市建設部の項を次のように改める。

建設部	全室	全課
-----	----	----

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第2号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年4月30日

甲府市地震災害警戒本部長  
甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程(昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「郵便事業株式会社甲府支店及び郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

第6条第2項中「危機管理対策室長」を「危機管理室長」に、「防災対策班長」を「防災班長」に、「危機管理対策室担当課長班長」を「危機管理室担当課長班長」に改める。

第7条第3項中「危機管理対策監」を「危機管理監」に改める。

別表第1危機管理対策部の項中「危機管理対策部(危機管理対策監)」を「危機管理部(危機管理監)」に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策室の項中「危機管理対策室(危機管理対策室長)」を「危機管理室(危機管理室長)」に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策室、防災対策班の項中「防災対策班(防災対策課長)」を「防災班(防災課長)」に改め、同表危機管理対策部、危機管理対策室、危機管理班の項第5号中「防災対策班」を「防災班」に改め、同表企画部の項中「リニア交通政策調整監、地域政策調整監」を「リニア交通政策監、地域政策監」に改め、同表企画部、企画財政室、行政改革推進班の項中「行政改革推進班(行政改革推進課長)」を「行政改革班(行政改革課長)」に改め、同表企画部、地域政策室、中心市街地振興班の項中「中心市街地振興班(中心市街地振興課長)」を「まちづくり班(まちづくり課長)」に改め、同表総務部、契約管財室、情報推進班の項中「情報推進班(情報推進課長)」を「情報班(情報課長)」に改め、同表総務部、市長室、広報班の項中「広報班(広報課長)」を「シティプロモーション班(シティプロモーション課長)」に改め、同表総務部、市長室、担当課長班の項中「(シティプロモーション担当課長)」を削り、同表市民生活部の項中「市民生活部(市民生活部長)」を「市民部(市民部長)」に改め、同表市民生活部、市民生活総室の項中「市民生活総室(市民生活総室長)」を「市民総室(市民総室長)」に改め、同表市民生活部、市民協働室、人権・男女共同参画班の項中「人権・男女共同参画班(人権・男女共同参画課長)」を「人権男女参画班(人権男女参画課長)」に改め、同表税務部、税務総室、市民税班の項中「市民生活部」

を「市民部」に改め、同表税務部、収納管理室、収納班の項中「市民生活部」を「市民部」に改め、同表福祉部、福祉総室、担当課長班の項を削り、同表福祉部、高齢者・障害者支援室の項中「高齢者・障害者支援室(高齢者・障害者支援室長)」を「長寿支援室(長寿支援室長)」に改め、同表産業部の項中「市場改革調整監」を「市場改革監」に改め、同表産業部、産業振興推進室の項中「産業振興推進室(産業振興推進室長)」を「産業振興室(産業振興室長)」に改め、同表産業部、産業振興推進室、商工振興班の項中「商工振興班(商工振興課長)」を「商工班(商工課長)」に改め、同表産業部、産業振興推進室、産業プロジェクト推進班の項を削り、同表産業部、農林振興室、農業振興班の項中「農業振興班(農業振興課長)」を「農政班(農政課長)」に改め、同表産業部、農林振興室、森林整備班の項中「森林整備班(森林整備課長)」を「林政班(林政課長)」に改め、同表都市建設部の項中「都市建設部(都市建設部長)庁舎建設部長は、部長を補佐する。」を「建設部(建設部長)」に改め、同表都市建設部、都市建設総室の項中「都市建設総室(都市建設総室長)」を「建設総室(建設総室長)」に改め、同表都市建設部、計画指導室の項中「計画指導室(計画指導室長)」を「まち開発室(まち開発室長)」に改め、同表都市建設部、計画指導室、甲府駅周辺土地区画整理班の項中「甲府駅周辺土地区画整理班(甲府駅周辺土地区画整理課長)」を「区画整理班(区画整理課長)」に改め、同表都市建設部、都市基盤整備室の項中「都市基盤整備室(都市基盤整備室長)」を「まち保全室(まち保全室長)」に改め、同表都市建設部、庁舎建設室の項を削り、同表病院部、病院事務総室、地域医療連携班の項を次のように改める。

地域医療連携班 (地域医療連携室長)	診療班への応援に関する事。
医療安全管理班 (医療安全管理室長)	

別表第1上下水道部、工務総室、管理計画班の項中「管理計画班(管理計画課長)」を「計画班(計画課長)」に改め、同表上下水道部、技術管理室の項を次のように改める。

施設整備室 (施設整備室長)	水道班 (水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>各配水系統別の配水調整及び相互連絡調整に関する事。</li> <li>発災に備え、被害調査計画の確認に関する事。</li> <li>発災後の応急復旧体制の確認整備に関する事。</li> <li>工事指定店の動員体制の確認に関する事。</li> <li>下水道復旧体制の確保に関する事。</li> <li>処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関する事。</li> </ol>
	下水道班 (下水道課長)	
	浄化センター班 (浄化センター課長)	

別表第1上下水道局、みず管理室の項を次のように改める。



みず管理室 (みず管理室長)	みず保全班 (みず保全課長)	1 水源(補助水源等を含む。)の確保に関すること。 2 取・導・浄水施設の応急復旧体制の確認及び整備に関すること。 3 薬品の点検、確保及び水質検査の準備に関すること。 4 簡易水道施設等に関すること。
	浄水班 (浄水課長)	

別表第1 教育部、生涯教育振興室の項を次のように改める。

生涯学習室 (生涯学習室長)	文化班 (文化課長)	文化財の保全措置に関すること。
	スポーツ班 (スポーツ課長)	部内各班への応援に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	
	図書館班 (図書館長)	
国民文化祭室 (国民文化祭室長)	国民文化祭班 (国民文化祭課長)	部内各班への応援に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 任免辞令

(市長事務部局)

渡 辺 卓 信

甲府市監査委員に選任する  
常勤とする

小宮山 美 弘  
佐 藤 愛 美

(各通)

甲府市教育委員会委員に任命する

若 尾 怜 子  
石 川 仁 美  
石 川 慶 太  
天 沼 南

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部市民総室市民課主事を命ずる

渡 井 あゆみ

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部市民総室国民健康保険課主事を命ずる

関 勇 人

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
税務部税務総室市民税課主事を命ずる

鷹 野 昇 太  
坂 本 知 大  
保 坂 有 紀

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
税務部税務総室資産税課主事を命ずる

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
税務部収納管理室収納課主事を命ずる

塚原 一

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉部子ども家庭支援室児童育成課主事を命ずる

市村 優介  
小宮山 未来

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉部子ども家庭支援室児童保育課主事を命ずる

清水 彩加

(各通)  
事務職員に採用する  
保育士を命ずる  
福祉部子ども家庭支援室児童保育課主事を命ずる

小澤 奈津紀  
佐久間 保奈美

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉部長寿支援室介護保険課主事を命ずる

畷田 愛由美  
堀内 千賀子

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉部長寿支援室障害福祉課主事を命ずる

湯舟 瞳  
日向 未来

吉澤 雅貴

技術職員に採用する  
農業職を命ずる  
産業部農林振興室農政課技師を命ずる

加藤 友浩  
丸山 大輔

(各通)  
技術職員に採用する  
土木職を命ずる  
建設部まち保全室道路河川課技師を命ずる

野沢 ちづの

技術職員に採用する  
建築職を命ずる  
建設部まち保全室建築営繕課技師を命ずる

植田 祥平

技術職員に採用する  
理学療法士を命ずる  
市立甲府病院診療部技師を命ずる

井上 稚菜

技術職員に採用する  
作業療法士を命ずる  
市立甲府病院診療部技師を命ずる

杓名 結依

技術職員に採用する  
言語聴覚士を命ずる  
市立甲府病院診療部技師を命ずる

村松 陽太

技術職員に採用する  
臨床検査技師を命ずる  
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

七澤 愛奈  
宮崎 萌  
渡辺 絵梨香



(各通)  
 技術職員に採用する  
 薬剤師を命ずる  
 市立甲府病院薬剤部技師を命ずる

呉屋緑香  
 曾我美朝美  
 依田梨奈  
 田中愛美  
 有野由里恵  
 佐藤幸菜  
 梶原麻未  
 渡辺翔子  
 薬袋恵子  
 齊藤友里亜  
 木佐貫和也  
 中村信明  
 長田正志  
 山内啓示  
 矢崎大地  
 赤池友実  
 小川美佐子  
 佐々木晴香  
 鎌田礼子  
 伊藤祐子  
 井上淳美

(各通)  
 技術職員に採用する  
 看護師を命ずる  
 市立甲府病院看護部技師を命ずる

長澤菜月

事務職員に採用する  
 社会福祉士を命ずる  
 市立甲府病院総合相談室主事を命ずる

鷹野義朗

事務職員に採用する  
 文化財主事を命ずる  
 甲府市教育委員会に出向させる

一ノ瀬 匠

事務職員に採用する  
 行政事務職を命ずる  
 甲府市選挙管理委員会事務局に出向させる

渡邊太紀  
 鈴木洋史  
 小澤達也  
 齊藤史浩  
 小林千紘

(各通)  
 技術職員に採用する  
 土木職を命ずる  
 甲府市上下水道局に出向させる

小田切紫織

技術職員に採用する  
 水質検査職を命ずる  
 甲府市上下水道局に出向させる

横田隼也

技術職員に採用する  
 電気職を命ずる  
 甲府市上下水道局に出向させる

以 上 発 令 日 平成25年 4月 1日

福祉部 長寿支援室 障害福祉課 主事 梅澤理恵  
 退職を承認する

以 上 発 令 日 平成25年 4月 30日

--	--